

広島県告示第八百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和六年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	委任した事務	委任した年月日
東部厚生環境事務所に所属する次の職員 松浦 孝易	東部厚生環境事務所環境管理課の所掌に属する旅費（当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	令和六年七月一六日